



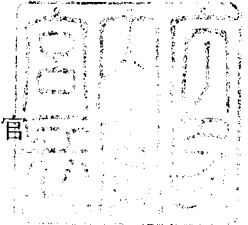
宮内書発甲第880号

平成23年12月1日

特定歴史公文書等利用不可決定通知書

瀬 畑 源 様

宮内庁長官



平成23年11月9日付けであった請求については、下記のとおりとすることとしましたので通知します。

記

- 1 請求書の「目録に記載された特定歴史公文書等の名称」欄に記載された文書の名称
侍従職「業務日誌」昭和33年
- 2 決定内容
利用不可
- 3 利用不可とした理由
本件請求の対象とする文書は、当館では保有していないため、目録に登載されていないものである。そのため、本件請求は、公文書等の管理に関する法律第16条が定める目録の記載に従った利用の請求とはなっていない。
当館では、利用請求者に相当の期間を定めて補正を求めたものの、当該期間中に補正がなされなかったことから、本件請求には形式上の不備があるとして、利用不可とする。
- 4 本件に関する問合せ先
〒100-8111 東京都千代田区千代田1番1号
宮内庁書陵部図書課宮内公文書館公文書第二係 (担当者名) 串田
電話：03-3213-1111 (内線：3798) FAX：03-3214-2792
E-mail：archives@kunaicho.go.jp

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮内庁長官に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。